

## 「大規模災害時における応急対策の応援に関する協定」に基づく広援の範囲について

福島県土木部と(一社)福島県電設業協会との「大規模災害時における応急対策の応援に関する協定」に基づく応援の範囲は、「電気・通信設備の被害状況把握と応急復旧とし、箇所及び内容は甲乙協議するものとする」(第3条2)としているが、具体的には下記内容を標準とし、被災程度、用途等により協議の上、決定する。

### 1 県有建築物(優先順位は防災拠点施設・避難施設や被災状況を総合的に判断し決めることとなる。)

- ① 電気設備の点検
- ② 不良回線の切り離し、主要幹線の判断箇所の接続の復旧
  - ・仮設照明の確保
  - ・緊急電源用発電機の確保及びそれに伴う仮設配線

### 2 道路

- ① 道路情報盤等の異常確認
- ② 倒壊した道路照明灯の撤去(交通の確保又は沿線施設等への機能保全)

### 3 道路トンネル設備

- ① 照明設備(非常駐車帯照明、接続道路照明を含む)関係
  - ・照明設備の破損・不点灯状況の確認
  - ・その他、不良箇所の調査
- ② 電源設備関係
  - ・受配電設備、自家発電設備、無停電電源装置等の異常の確認
  - ・高圧引込柱等の異常の有無
- ③ 管路、配線設備関係
  - ・配電線路の異常の確認
  - ・ハンドホール等の異常の確認
- ④ 防災設備等の異常の確認

### 4 ダム設備

- ① 電源設備関係
  - ・受変電設備、自家用発電設備、無停電電源装置等の異常の確認
  - ・高圧引込柱等の異常の確認
- ② 監査廊、堰堤等の電灯設備の異常の確認
- ③ 管路、配線設備関係
  - ・配電線路の異常の確認
  - ・ハンドホール等の異常の確認

### ※ 留意事項

- ・協定に基づく応援は、無償による社会的貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならないように十分配慮するものとする。したがって、修繕や改修等の本復旧は協定の範囲外となる。
- ・応援の期間は、災害発生し応援依頼したときから3日間程度とする。